

総財公第 103 号  
総財務第 118 号  
平成 25 年 10 月 8 日

各都道府県公営企業管理者  
各都道府県総務部長  
(財政担当課・市区町村担当課扱い)  
各指定都市公営企業管理者  
各指定都市財政局長  
(財政担当課扱い)  
各企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長  
総務省自治財政局財務調査課長

### 消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについては、平成 25 年 8 月 16 日付け事務連絡においてお知らせしており、物価担当官会議において、「消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」旨申合せが行われておりますが、今般「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、予定通り平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5 % から 8 % へ引き上げることが確認されたところです。

つきましては、各地方公共団体におかれましても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率（国・地方）の引上げに向け、適切に対処されますようお願いいたします。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成 12 年政令第 16 号）の改正の要否については、現在関係省庁と検討を進めているところであり、方針が決まり次第お知らせいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（抜粋）

〔平成 25 年 10 月 1 日  
閣 議 決 定〕

経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）（以下「税制抜本改革法」という。）附則第 18 条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 19 条の規定に基づき、以下のとおり経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）については、平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることを確認する。

## 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日  
物価担当官会議申合せ

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

総財公第 124 号  
総財務第 158 号  
平成 25 年 12 月 24 日

各都道府県公営企業管理者  
各都道府県総務部長  
(財政担当課・市区町村担当課扱い)  
各指定都市公営企業管理者  
各指定都市財政局長  
(財政担当課扱い)  
各企業団企業長

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長  
総務省自治財政局財務調査課長

### 消費税率（国・地方）の引上げとこれに伴う対応について

平成 26 年度の国の予算につきましては、平成 25 年 12 月 24 日閣議決定されたところです。

消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応については、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 8 日付総財公第 103 号・総財務第 118 号）において、歳入面について、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するよう通知したところですが、各地方公共団体におかれては、予算編成にあたり、歳出予算についても、その影響額について適切に計上されるようお願いします。

なお、平成 25 年 12 月 16 日に、地方財政審議会から総務大臣に対し提出された、「今後目指すべき地方財政の姿と平成 26 年度の地方財政への対応についての意見」（平成 25 年 12 月 16 日地方財政審議会）においても、消費税率（国・地方）の引上げとこれに伴う対応について、「各地方自治体は、公共料金等の改定において、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するとともに、歳出予算においても消費税率の引上げに伴う影響額について適切に計上すべきで

ある。」とされていることを申し添えます。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。